

現行規程の点検プロジェクトの進め方について2018年9月18日
監査委員会

標記プロジェクトを、下記の方針で進めたい。

記

- 1、本経営委員会で了承された「基本的な考え方」に従って改定作業を進める。
- 2、改定の対象として当面優先的に検討する規程を、外部専門家からの重要度が高い旨の提言、第13回経営委員会での厚労省からの指摘事項等を踏まえ、以下のものとする。
 - ① 「組織規程」：組織体制の基本的な枠組み、ガバナンスの骨格を規定するものであり、優先度が高い。
 - ② 上記「組織規程」に関連する規程：組織規程を実際に機能させるために必要な規程
 - A) 権限分配関連：「規程等の制定等に関する規程」（組織や権限分配に係わる重要な内部規程を含む規程のツリー構造や改廃権限を明らかにするもの）、及び「文書管理規程」
 - B) 委員会等関連：「経営委員会規則」、上記「組織規程」で設置されることとなる委員会等に関する規程（外部専門家の提言では、「内部統制に関する規程」、「経営企画会議規程」、「投資委員会規程」、「契約審査会規程」、「情報化推進の体制に関する規程」、「運用リスク管理委員会規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「三様監査会議規程」、「契約監視委員会規程」）
 - ③ 「内部統制の基本方針」：ガバナンスの要になるもので優先度が高い。
 - ④ 「制裁規程」及びその関連規程（「就業規則」等）：厚労省から内容の問題性を指摘されていて、早急な手当が必要。
 - ⑤ その他外部専門家から重要度が高いと提言されている規程（「リスク管理規程」、「役員給与規程」、「役員退職手当支給規程」、「職員給与規程」、「職員退職手当支給規程」、「会計監査人候補者等選定委員会規程」、「内部通報及び外部通報に関する規程」）

なお、外部専門家の提言に含まれている監査委員会に関する規程（「監査委員会規則」、「監査委員会監査規程」）については、同時並行的に監査委員会で改定し、経営委員会に報告する予定。

3、粗々の日程（案）

10月15日の第15回経営委員会に、上記の優先的に検討する諸規程に係る具体案を提示し、遅くとも11月の経営委員会までに議決を得ることを目途とする。なお、10月の経営委員会で具体案を提示するまでに、経営委員及び執行部に対し適宜事前説明して意見を求めることがある。

ただし制裁規程の改定は、規程の改正案を事前に厚労省においても確認した後、経営委員会での議決を含めGPIF内の手続きを経て、厚労大臣への届け出と公表を行うという手順を経る必要があるため、上記の想定よりも時間を要する可能性がある。

以上